

諮詢番号：令和2年度諮詢第23号

答申番号：令和3年度答申第5号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求については理由があるため、行政不服審査法第46条第1項本文の規定により、本件処分は、取り消されるべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 [] (以下「長男」という。)は、生前、神戸市[]
[]に所属していた元神戸市職員であり、[]年[]月
[]日、出勤途中で行方不明となり、翌[]日に自死したものと見られている。
- 2 長男の母である審査請求人は、弁護士[]を代理人として、令和2年8月7日、神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する実施機関である処分庁に対し、条例第15条第2項に基づき、開示請求に係る個人情報等を特定するために必要な事項を「[]の死亡後に神戸市において行われた同人の死亡に関する職員に対する聴取り調査に係る面談記録、結果報告書その他一切の書類」(以下「本件請求個人情報」という。)と、開示の方法を閲覧及び写しの交付として、長男の情報の開示を請求した(以下「本件請求」という。)。
- 3 処分庁は、令和2年8月21日、本件請求個人情報が処分庁の職員又は職員であった者に関する内部管理情報であり、条例第35条第3項の規定により、開示請求等に関する規定の適用の対象外であることを理由として、本件請求を却下する旨決定し、同日付け神[]第[]号個人情報等開示請求却下決定通知書により、審査請求人に通知した(以下「本件処分」という。)。

4 審査請求人は、令和2年9月24日、本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示する、との裁決を求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件処分の内容が条例の規定に反すること

ア 条例第35条第3項の趣旨

同項の趣旨は、「人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項」といった人事管理に係る内部管理事項は、当該機関の組織としての維持の観点から行われる事務に係るものであり、一定の範囲で自律性を有するものであるところ、職員の任免、懲戒、給与その他職員の能力等の管理に関する事項を開示すると、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすこととなり、これを防止する点にあるものと思料される。

したがって、前記趣旨を前提とすると、同項にいう「人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項」に当たるものとしては、勤務評定や異動、昇格等の人事に関する事項が想定されているものといえる。

イ 本件請求が条例第35条第3項の趣旨に照らして、同項に該当しないこと

(ア) 本件請求が条例第35条第3項に文言上該当しないことは明らかであること

本件請求個人情報は、「人事」、「給与」、「福利厚生」に関するものではないことは文言上明らかである。

また、「服務」に関しては、地方公務員の「服務」に関する事項、すなわち、その職務遂行に当たって、法令、条例、地方公共団体の定める規則及び上司の職務上の命令等の規律に服していたかといった事項に関するものをいうと解される（地方公務員法（昭和25年

法律第261号) 第32条参照)。この点、本件請求に係る長男の死亡に関する処分庁における調査は、長男が神戸市職員として服さなければならぬ職務に関する規律等を同人が生前遵守していたか否か等についての調査ではなく、同人の死亡に際して職員に対して行われた調査であるから、明らかに「服務」に関する事項とは性質が異なる。

したがって、本件請求が条例第35条第3項に文言上該当しないことは明らかである。

(1) 本件請求が条例第35条第3項の趣旨に照らして、同項に該当しないこと

加えて、前記処分庁における調査は、長男の勤務評定や人事異動、昇格等に関するものではなく、仮に開示がなされたとしても、処分庁における公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じる可能性は一切無い。

したがって、条例第35条第3項の趣旨に照らし、本件請求個人情報が、同項に該当するとの判断は誤りである。

(2) 処分庁の弁明に対する反論

(1)イ(ア)に記載のとおり、本件請求個人情報は、条例第35条第3項に定める「人事」、「給与」、「服務」、「福利厚生」には文言上明らかに該当せず、同項にいう「その他これらに準ずる事項」にも当たらないことから、処分庁の主張は失当である。

なお、審査請求人は、処分庁の指摘する条例第35条第3項の趣旨や本件請求個人情報が、処分庁の安全配慮義務に基づいて収集されたものであるという指摘については争わない。

もっとも、仮に処分庁が内部管理の為に収集した情報であっても、当該情報が処分庁と職員又は職員であった者との内部関係を超えて、債務不履行その他の民事上の責任に関する事項を含む場合には、もはや内部管理に係る情報とはいえず、市民等の権利利益に関するものであるから、

条例第35条第3項には該当しないと解すべきである。この点について、条例第35条第3項の趣旨は、専ら処分庁の内部管理に係る事務に関するものであれば、市民等の権利利益を保護することと無関係であることを前提していることからすれば、市民等の権利利益保護に関連する事項であれば、内部管理に関するものであっても同項を適用しないと理解したとしても同項の趣旨には反しない。

本件請求個人情報については、処分庁が安全配慮義務を負うか否かに関わる事情といえ、対外的に処分庁が職員又は職員であった者に対して民事上の債務不履行責任を負うか否かという問題であることから、単に処分庁の内部管理に係る情報であるに留まらず、市民としての長男の権利利益保護に関連する事項であるといえる。

以上より、処分庁の主張・解釈は誤っている。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件の争点は、本件請求個人情報が、条例第35条第3項が定める「実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報」に該当するかであり、処分庁は、「福利厚生」又は「それらに準ずる事項」に関する個人情報に該当すると主張している。

(2) 条例第35条第3項の趣旨は、神戸市が定める「個人情報保護制度の手引き」によれば、「この条例は、本来市民等の権利利益を保護することを

目的とするものであり、実施機関の職員の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報は、専ら実施機関の内部管理に係る事務に関するものであるから、「個人情報等取扱事務の届出や開示、訂正、利用停止請求等に関する規定を適用しない」とされており、これと別異に解すべき事情は認められない。

上記趣旨によれば、「人事」「給与」「服務」「福利厚生」は、実施機関の内部管理に係る事務に関するものの例示であり、「その他これらに準ずる事項」に該当するかは、実施機関の内部管理に係る事務に該当するか否かによって判断するのが相当である。

(3) 本件請求個人情報は、処分庁が処分庁職員の心身の不調の有無を調査したものであるとともに、長男の職場での様子又は同じ職場の職員が長男について気になった点等を調査したことによって収集した情報である。処分庁はそれらの情報を安全配慮義務に基づいて収集したものであると主張するところ、長男の自死は同僚職員の心身に影響を与えるおそれがある衝撃的な事象であるため、処分庁が職員の心身に不調が生じていなかを調査することは、職員に対する安全配慮義務を履行するものであるし、長男の生前の職場での様子を調査することは、長男に対する安全配慮義務が適切に履行されていたかを確認するためのものであると認められる。

職員に対する安全配慮義務は処分庁と職員との内部関係の問題であるため、安全配慮義務の履行は、処分庁の内部管理に係る事務であり、「福利厚生」ないしは「その他これらに準ずる事項」に該当すると解することができる。

審査請求人は、本件請求個人情報は「福利厚生」には文言上明らかに該当しないと主張するが、職員に対する健康診断の実施が「福利厚生」に該当することは明らかであり、職員の健康を確保するための安全配慮義務についても「福利厚生」に含まれると解することができないものではないし、「福利厚生」そのものではなかったとしても、処分庁と職員と

の内部管理に係る事務に関するものであることから「その他のこれらに準ずる事項」に含まれると解することができる。

- (4) 審査請求人は、条例第35条第3項は公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことを防止するためのものであり、本件請求個人情報が開示されてもそのような支障を及ぼすおそれないと主張する。

情報の開示が公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすことに関しては、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第10条第5号工では、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を生じるもの」は公開対象から除外することが定められているが、条例第35条第3項は、「実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報」とだけ規定しており、神戸市情報公開条例のように、公開することによって公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるか否かを問題としていない。このような神戸市情報公開条例との規定文言の違いや、前述した条例第35条第3項の趣旨からして、条例第35条第3項を審査請求人の主張するように制限的に解することはできない。

- (5) 審査請求人は、本件請求個人情報は民事上の責任に関する事項を含むことから、市民等の権利利益保護に関連する事項であり、専ら処分庁の内部管理に係る事務に関するものとはいえないとも主張するが、条例第35条第3項に該当するかは処分庁による情報の取得目的に基づいて判断すべきものである。民事上の責任に関する事項を含むかは本件請求個人情報の利用方法如何の問題であり、そのような利用方法が可能であるからといって、専ら処分庁の内部管理に係る事務に関するものとして取得された個人情報の性質が変化することになるものではない。本件請求個人情報は、その取得目的からして条例第35条第3項の個人情報に該当すると解するのが相当である。

第5 調査審議の経過

令和3年3月26日 第1回審議

令和3年4月26日 第2回審議

令和3年5月31日 第3回審議

令和3年6月25日 第4回審議

第6 審査会の判断

1 争点に対する判断

(1) 本件の争点は、本件請求個人情報が、条例第35条第3項が定める「実施機関の職員又は職員であった者人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報」に該当するかであり、処分庁は、「福利厚生」又は「それらに準ずる事項」に関する個人情報に該当すると主張している。

(2) 条例第35条第3項の趣旨は、神戸市が定める「個人情報保護制度の手引き」によれば、「この条例は、本来市民等の権利利益を保護することを目的とするものであり、実施機関の職員の人事、給与、服務、福利厚生等に関する個人情報は、専ら実施機関の内部管理に係る事務に関するものであるから、個人情報等取扱事務の届出や開示、訂正、利用停止請求等に関する規定を適用しない」とされており、これと別異に解すべき事情は認められない。

上記趣旨によれば、「人事」「給与」「服務」「福利厚生」は、実施機関の内部管理に係る事務に関するものの例示であり、「その他これらに準ずる事項」に該当するかは、実施機関の内部管理に係る事務に該当するか否かによって判断するのが相当である。

本件請求個人情報は、処分庁が処分庁職員の心身の不調の有無を調査したものであるとともに、長男の職場での様子又は同じ職場の職員が長男について気になった点等を調査したことによって収集した情報である。処分庁はそれらの情報を安全配慮義務に基づいて収集したものであると主張するところ、長男の自死は同僚職員の心身に影響を与えるおそ

れがある衝撃的な事象であるため、処分庁が職員の心身に不調が生じていなかを調査することは、職員に対する安全配慮義務を履行するものであるし、長男の生前の職場での様子を調査することは、長男に対する安全配慮義務が適切に履行されていたかを確認するためのものであると認められる。

職員に対する安全配慮義務は、公務員の勤務関係に関する問題であり、その雇用者である市が、被用者である公務員に対して、法律に基づいて負う義務であることから、これを純然たる内部管理に係る事項と言うことはできず、本件請求個人情報が、条例第35条第3項の「その他これらに準ずる事項」に該当するという処分庁の主張を容れることはできない。

- (3) また、審査請求人は、本件請求個人情報は「福利厚生」には文言上明らかに該当しないと主張しているところ、条例35条第3項の「福利厚生」とは、職員の健康面あるいは職場環境等について、職員が今後の勤務を継続するために採られるべき措置をいうものと解される。

この点、本件請求個人情報は、死亡した長男に関して、死亡後に行われた処分庁の聞き取り調査に係る面談記録等であり、長男が今後の勤務を継続するために採られるべき措置について作成されたものではないことから、「福利厚生」に該当するという処分庁の主張を容れることはできない。

- (4) よって、本件請求個人情報は、条例第35条第3項の「実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報」に該当すると認めることはできない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求について理由があるため、本件処分は、取り消されるべきであって、その上で処分庁は改めて開示・非開示の判断をすべきである。

神戸市行政不服審査会

会長　水谷恭子

委員　興津征雄

委員　大原雅之

委員　西上治